

## ザ・フレンドシップ・フォース・オブ・東京 会則

### 第1条 (名称)

この会は、ザ・フレンドシップ・フォース・オブ・東京 (F F T o k y o) と称し、事務所を会長宅におく。

### 第2条 (目的)

この会は、家庭滞在等を通じて世界各国の人々との国際交流を行い、互いの理解と友情を深めて世界の平和に貢献するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

### 第3条 (会員及び家族会員)

- (1) この会の会員は、第2条の目的に賛同する東京都及びその近県に居住するものを原則とする。
- (2) 家族会員は、会員と同居する家族の内で家族会員となるのを希望するものとする。
- (3) 会員及び家族会員は、この会の主催する海外との交流事業その他の各種行事に参加することができる。また会員は、この会発行の広報の配布を受ける。

### 第4条 (入会)

この会に入会を希望するものは、細則に定められた手続きにしたがって申し込み、理事会の承認を得るものとする。

### 第5条 (入会金)

入会金は500円 (家族会員は1名につき300円) とし、入会と同時にその年度の会費とともに納入する。

### 第6条 (会費)

会費は年額600円とし、前年度末迄に納入する。

家族会員は1名につき年額400円とする

### 第7条 (退会)

- (1) 会員及び家族会員で退会しようとするものは、文書で届け出るものとする。
- (2) 特別な理由なく2年間会費未納の会員は、会員の資格を失う。

### 第8条 (理事)

この会に15名以内の理事を置く。理事は細則に定める方法により選出される。

理事の任期は2年とし、再選は妨げない。

### 第9条 (会長、副会長)

会長及び3名以内の副会長は理事の互選により選出される。

会長はこの会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐し、その内1名は事務局を

担う。

#### 第10条（理事の職務）

理事は会計、広報、会員名簿の管理、会議記録、その他の職務を分担する。

理事の職務分担は会長により指名される。

#### 第11条（会計監査）

この会に会計監査を若干名置く。会計監査は細則に定める方法により選出され、その任期は2年とする。

#### 第12条（総会）

総会は会員及び家族会員をもって組織し、毎年1回開いて、この会の運営の基本方針を決定する。総会は書面により意思を表示したものを含め、会員及び家族会員の1/3の参加を以って成立する。総会での決議は、出席者の過半数の賛成で決定する。

必要に応じて臨時の総会を開催することが出来る。

#### 第13条（理事会）

理事会は理事を以って構成し、必要に応じて会長が招集する。理事会は、この会の会務、事業につき審議しこれを執行する。

#### 第14条（交流委員会）

この会の海外との交流事業を円滑に推進するために、各交流事業ごとに交流委員会を設けるものとする。交流委員会の構成は細則で定める。

#### 第15条（特別委員会）

この会の運営を円滑に遂行するために、必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の構成は細則で定める。

#### 第16条（経費）

この会の経費は、入会金、年会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

#### 第17条（事業年度）

この会の事業年度は1月1日より同年12月31日までとする。

#### 第18条（補則）

本会は、会員名簿、議事録、その他必要な書類を常に整備し10年間保管する。

但し、会計書類は5年間とする。会員が閲覧を希望した場合は、速やかに公開する。

#### 第19条（会則の改廃及び細則）

この会則の改廃は、総会の決議による。会則の実行に必要な細則は理事会において定め、

総会時及び広報によって報告される。

#### 付則

この会則の発効は昭和 60 年 4 月 1 日とする。

昭和 63 年 4 月 (1988 年)	一部改正
平成 2 年 1 月 (1990 年)	一部改正
平成 5 年 1 月 (1993 年)	一部改正
平成 14 年 2 月 (2002 年)	一部改正
平成 22 年 1 月 (2010 年)	一部改正
平成 24 年 2 月 (2012 年)	一部改正
令和 5 年 1 月 (2023 年)	一部改正
令和 7 年 1 月 (2025 年)	一部改正
令和 8 年 1 月 (2026 年)	一部改正